

## 奈良県訓令第一号

各部課室  
各出先機関

奈良県副知事の担任事務に関する規程を次のとおり定め、平成二十九年四月一日から施行する。

なお、奈良県副知事の担任事務に関する規程（平成二十八年三月奈良県訓令第三号）は、平成二十九年三月三十一日限り廃止する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県副知事の担任事務に関する規程

副知事の担任事務は、次のとおりとする。

### 共管事務

税財政その他県政の運営上重要な事項に関すること。

### 副知事 村井浩の担任事務

一 総務部に関すること。

二 地域振興部に関すること（南部東部振興監の所掌に関する事に限る。）。

三 くらし創造部に関すること。

四 産業・雇用振興部に関すること。

五 農林部に関すること。

六 県土マネジメント部に関すること。

七 行政委員会（教育委員会及び選挙管理委員会を除く。）との連絡調整に関すること。

と。

### 副知事 一松旬の担任事務

一 地域振興部に関する事（南部東部振興監の所掌に関する事を除く。）。

二 健康福祉部に関する事。

三 医療政策部に関する事。

四 会計局に関する事。

五 水道局に関する事。

六 行政委員会（教育委員会及び選挙管理委員会に限る。）との連絡調整に関すること。